

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (国税31・地方税37(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 ----- (政策目的の根拠) 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	達成目標及び測定指標	(租税特別措置等により達成しようとする目標) 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して

			<p>は、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁の委託調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人:中小企業庁が実施する委託調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本措置により、減価償却資産管理などの事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																																				
8	有効性等	適用数等	<p>適用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>808,963 社</td> <td>121,583 者</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>501,304 社</td> <td>107,279 者</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>326,662 社</td> <td>107,279 者</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>424,751 社</td> <td>118,722 者</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>514,515 社</td> <td>143,396 者</td> </tr> </tbody> </table> <p>損金算入額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>4,470 億円</td> <td>340 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2,770 億円</td> <td>300 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1,805 億円</td> <td>300 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>2,347 億円</td> <td>332 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2,843 億円</td> <td>401 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の適用者数及び損金算入額 <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度 <p>H23 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により経済産業省試算(財務省)</p> 平成 23 年度以外の年度 <p>H23 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(経済産業省)、財務省減収額試算により経済産業省試算</p> 		法人	個人	平成 20 年度	808,963 社	121,583 者	平成 21 年度	501,304 社	107,279 者	平成 22 年度	326,662 社	107,279 者	平成 23 年度	424,751 社	118,722 者	平成 24 年度	514,515 社	143,396 者		法人	個人	平成 20 年度	4,470 億円	340 億円	平成 21 年度	2,770 億円	300 億円	平成 22 年度	1,805 億円	300 億円	平成 23 年度	2,347 億円	332 億円	平成 24 年度	2,843 億円	401 億円
	法人	個人																																					
平成 20 年度	808,963 社	121,583 者																																					
平成 21 年度	501,304 社	107,279 者																																					
平成 22 年度	326,662 社	107,279 者																																					
平成 23 年度	424,751 社	118,722 者																																					
平成 24 年度	514,515 社	143,396 者																																					
	法人	個人																																					
平成 20 年度	4,470 億円	340 億円																																					
平成 21 年度	2,770 億円	300 億円																																					
平成 22 年度	1,805 億円	300 億円																																					
平成 23 年度	2,347 億円	332 億円																																					
平成 24 年度	2,843 億円	401 億円																																					

		<p>少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> <td></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> <td></td> </tr> </table> <p>(出典) H23 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により経済産業省試算(財務省)</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5	
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																					
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																					
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																						
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																						
	減収額	<p>減収額</p> <p>法人 + 個人</p> <p>平成 20 年度 520 億円</p> <p>平成 21 年度 290 億円</p> <p>平成 22 年度 164 億円</p> <p>平成 23 年度 268 億円</p> <p>平成 24 年度 243 億円</p> <p>(出典) 財務省試算</p>																								
	効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1% 増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20% 増加する。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算</p> <p>・経済波及効果 少額特例があることにより、労働生産性(一人当たり売上高)は 20% 押し上げられていることとなり、中小企業全体の労働生産性では、6.5% 押し上げている(20% × 少額特例利用企業の売上高の中小企業全体に占める割合 32.4% = 6.5%)。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算</p> <hr/> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果が見られているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>< 中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況 ></p> <p>・個人事業主 平成 24 年: 30.9% (対前年比 + 2.7 ポイント)</p> <p>・法人 平成 24 年: 76.4% (対前々年比 + 8.2 ポイント)</p> <p>(出典) 個人事業主: H23、24 「個人企業経済調査」により経済産業省試算(総務省) 法人: 中小企業庁委託調査による試算</p>																								

			<p>平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・ 法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削られることとなる。</p> <p>(税収減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1% 増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20% 増加する。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算 ・ 経済波及効果 少額特例があることにより、労働生産性(一人当たり売上高)は 20% 押し上げられていることとなり、中小企業全体の労働生産性では、6.5% 押し上げている(20% × 少額特例利用企業の売上高の中小企業全体に占める割合 32.4% = 6.5%)。 (出典) 中小企業庁委託調査による試算 	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)												
22	164	27.6	64.9												
24	243	30.8	70.0												
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>												
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>												

		地方公共 団体が協 力する相 当性	本措置により、中小企業の事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

適用者数の推計

(1) 法人

平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「H23 年度租特適用実態報告書」）より、

損金算入額 234,741,916 千円

適用法人数 424,751 社

各年度の適用法人数の推計

H19 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 4,350 億円 = 787,246 社

H20 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 4,470 億円 = 808,963 社

H21 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 2,770 億円 = 501,304 社

H22 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 1,805 億円 = 326,662 社

H24 年度 (424,751 社 ÷ 約 2,347 億円) × 2,843 億円 = 514,515 社

各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

(2) 個人事業主

個人事業主の損金算入額の法人の損金算入額に対する割合（H22 年度中小企業実体基本調査）

法人：123,531 百万円 ÷ 199,978 社 = 617,723 円

個人：27,441 百万円 ÷ 87,785 者 = 312,593 円

312,593 円 ÷ 617,723 円 = 50.6%

法人 1 社あたり損金算入額（H23 年度租特適用実態報告書）

234,741,916 千円（損金算入額） ÷ 424,751 社 = 552,658 円

、より、個人事業主 1 者あたり損金算入額の推計

552,658 円 × 50.6% = 279,645 円

各年度の適用者数の推計

H19 年度 330 億円 ÷ 279,645 円 = 118,007 者

H20 年度 340 億円 ÷ 279,645 円 = 121,583 者

H21 年度 300 億円 ÷ 279,645 円 = 107,279 者

H22 年度 300 億円 ÷ 279,645 円 = 107,279 者

H24 年度 401 億円 ÷ 279,645 円 = 143,396 者

各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

H23 年度の見込取得価額の推計

・ H24 年度の個人事業主の見込取得価額の割合

401 億円 / (2,843 億円 + 401 億円) = 0.124

・ H23 年度の個人の見込取得価額の推計 (H24 年度の割合 0.124 を仮定する)

$$/ (2,347 \text{ 億円} + \quad) = 0.124 \quad = 332 \text{ 億円}$$

H23 年度の適用者数の推計

H23 年度 $332 \text{ 億円} \div 279,645 \text{ 円} = 118,722 \text{ 者}$

平成 25 年度、平成 26 年度推計

(1) 法人

損金算入額の推計

H25 年度 $2,843 \text{ 億円} (\text{H24 年度}) \times (100\% - 5.1\%) = 2,698 \text{ 億円}$

H26 年度 $2,698 \text{ 億円} (\text{H25 年度と同様とする。})$

日銀短観 (H25 年度計画) における中小企業 (全産業) のソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額) の前年度比 (%)

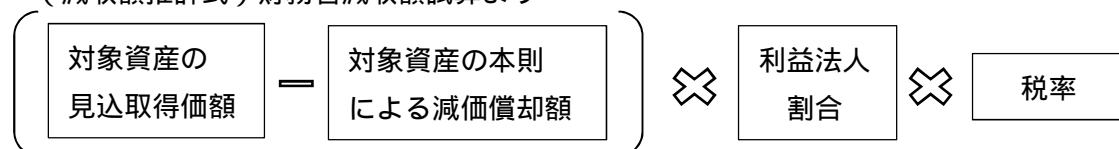
適用法人数の推計

H25 年度 $(424,751 \text{ 社} \div \text{約} 2,347 \text{ 億円}) \times 2,698 \text{ 億円} = 488,274 \text{ 社}$

H26 年度 $488,274 \text{ 社}$

減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より



H25 年度、H26 年度減収額

$(2,698 \text{ 億円} - 971 \text{ 億円}^1) \times 50\%^2 \times 23\%^3 = 199 \text{ 億円}$

1 . $2,698 \text{ 億円} \times 36\% (\text{平成} 24 \text{ 年度財務省減収額試算における減価償却費割合} : 1,024 \text{ 億円} / 2,843 \text{ 億円} = 36\%) = 971 \text{ 億円}$

2 . 平成 24 年度財務省減収額試算における利益法人割合

3 . 平成 24 年度財務省減収額試算における税率

(2) 個人事業主

損金算入額の推計

H25 年度 $401 \text{ 億円} (\text{H24 年度}) \times (100\% - 5.1\%) = 381 \text{ 億円}$

H26 年度 $381 \text{ 億円} (\text{H25 年度と同様とする。})$

日銀短観 (H25 年度計画) における中小企業 (全産業) のソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額) の前年度比 (%)

適用者数の推計

H25 年度 381 億円 ÷ 279,645 円 = 136,244 者

H26 年度 136,244 者

減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{対象資産の} \\ \text{見込取得価額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{対象資産の本則} \\ \text{による減価償却額} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} \right)$$

H25 年度、H26 年度減収額

$$(381 \text{ 億円} - 107 \text{ 億円}^1) \times 11.6\% ^2 = 32 \text{ 億円}$$

1 . 381 億円 × 28% (平成 24 年度財務省減収額試算における減価償却費割合 : 112 億円 / 401 億円 = 28%) = 107 億円

2 . 平成 24 年度財務省減収額試算における税率

地方税の計算

H25 年度

法人

・ 法人住民税の減収額

$$199 \text{ 億円} \times 17.3\% = 3,442,700,000 \text{ 円}$$

(法人税の減収額) (税率)

・ 法人事業税 (所得割) の減収額

$$(2,698 \text{ 億円} - 971 \text{ 億円}) \times 50\% \times 5.3\% = 4,576,550,000 \text{ 円}$$

(特例による所得の減収額) (外形外法人の税率)

・ 地方法人特別税の減収額

$$4,576,550,000 \text{ 円} \times 81\% = 3,707,005,500 \text{ 円}$$

(法人事業税 (所得割) の厳守額) (外形外法人の税率)

・ 合計

$$3,442,700,000 \text{ 円} + 4,576,550,000 \text{ 円} + 3,707,005,500 \text{ 円} = 11,726,255,500 \text{ 円}$$

H26 年度 H25 年度と同様とする。 約 117 億円